

事 務 連 絡  
令和2年9月14日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

### 11月末までの催物の開催制限等について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から11月末までの催物の開催制限等について、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、各局等におかれては、11月末までの催物の開催制限等について、所管事業者・関係団体等に対し、広く周知していただくとともに、必要に応じて業種別ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインについて、別添中別紙3のイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を記載するなど、適切に改定するよう依頼をお願いいたします。

なお、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、別添事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう各所管事業者・関係団体等に対して依頼をお願いいたします。

別添：11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）